静岡県立大学はばたき寄金運営委員会規約

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規約は、静岡県立大学はばたき寄金運営委員会(以下「委員会」という。)の 組織その他必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 委員会の事務局は、静岡市駿河区谷田52番1号静岡県立大学内に置く。

(目的)

第3条 委員会は、本学の学生・大学院生又は教職員のために創設された「静岡県立大学 はばたき寄金」(以下「寄金」という。)を円滑に運用し、もって本学のさらなる発展に寄 与することを目的とする。

(所掌事務)

- 第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。
- (1) 事業計画に関すること。
- (2) 寄金の管理に関すること。
- (3) 広報に関すること。
- (4) その他必要と認める業務

第2章 組織

(組織)

- 第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 学生部長
- (2) 各学部から1名
- (3) 広報・企画室長
- (4) 学生室長
- (5) その他委員長が指名する者

(委員長)

- 第6条 委員会に委員長を置く。
- 2 委員長は、学生部長をもってこれに充てる。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは。あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。 (監事)
- 第7条 委員会に監事2名を置く。
- (1) 監事は、委員長が指名する。
- (2) 監事は、会計、会務を監査する。

(委員及び監事の任期)

- 第8条 第5条第2号の委員及び第7条の監事の任期は2年とする。ただし、補欠の委員 及び監事の任期は前任者の残任期間とする。
- 2 前項の委員及び監事は再任されることができる。

第3章 会議

(会議)

- 第9条 委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。
- 2 会議は定例会及び臨時会とする。
- 3 臨時会は委員長が必要と認めたときに開催する。 (定足数)
- 第10条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 (議決)
- 第11条 委員会の議決は、会議に出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第12条 委員会は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、大学事務局において処理する。

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、寄金の運用に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附則

この規約は、平成10年1月23日から施行する。

附則

この規約は、平成13年4月24日から施行する。

附則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。